

令和 7 年度 公益社団法人大阪介護福祉士会

介護教員講習会

当会では介護サービスを担う人材の育成は、重要な課題と捉えています。福祉サービス利用者の生活支障や多文化共生社会等を見据え、対応できる介護福祉士養成教育を担う介護教員を育成することは、専門職能団体として大変重要な責務であると考えています。

本講習会は、厚生労働大臣が別に定める基準（平成 13 年厚生労働省告示第 241 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことによって介護教員の資質向上と適切な教育方法を伝えることを目的に開催します。

1. 研修期間 令和 7 年 8 月 30 日（土）～ 令和 8 年 3 月 29 日（日）

2. 会 場 大阪府社会福祉会館（〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 4-15）

3. 対 象 者

1) 介護福祉士養成施設等において、

- ・専任教員であって領域ごとの科目編成等を行う方
- ・専任教員であって「介護」の科目を教授する方
- ・専任教員であって教務に関する主任者になることを予定している方
- ・今後職場等において外国人を含めた介護人材の育成を担う方

2) 介護福祉士又は社会福祉士、看護師、保健師、助産師、医師の資格を取得した後、5 年以上実務に従事して介護教員を目指す方（大阪介護福祉士会会員を優先する）

※大阪介護福祉士会会員かつ日本介護福祉士会会員

※大阪介護福祉士会・他県介護福祉士会正会員とは、入会手続き及び会費納入が完了している方
（期日：令和 7 年 7 月末日まで）

4. 受講定員 15 名 申込期限 令和 7 年 8 月 12 日（火）必着

5. 申込方法 QR コードまたは URL より申込みとともに課題を電子メールにてお送りください。

推薦書、履修認定証明書等提出の必要な方は郵送にてお送りください。

初めて本講習を受講する方は①の課題を提出してください。当会主催の本講習会を過去に受講した方、前年度より継続受講の方は②の課題を提出してください。

① 「介護教員講習会受講動機と受講後の介護教育への決意」

② 「これから（未来）の介護福祉士に必要な専門性」

自身の考えを 800 字以上 1000 字以内（文字数記入要）で論じたものを提出してください。
（手書きで作成、名前必須）

※介護福祉士養成施設において教員として従事する方は、養成施設の長からの推薦を必要とします。（書式は問いません。）



6. 科目ごとの評価と証明書の発行

1) 評価について

講習会の受講者は科目ごとに定められた時間数を全て受講し、修了の為の評価を受けなければなりません。評価は、筆記試験、レポート、課題の提出、演習等の応答によるもののほか、受講態度、演習課題に取り組む姿勢などを併せて総合的に行います。

2) 科目履修証明書について

「介護教員講習会履修証明書」は、基準告示に基づく「介護教員講習会修了証」の交付を受けるために必要となるものなので、大切に保管してください。

7. 専門分野の各科目にかかる目標について

科 目	目 標
介護福祉学	介護の歴史や介護問題の背景、介護福祉士に求められる社会的役割を確認するとともに、今日の介護福祉士養成教育の目指すべき内容や課題を考える。さらに、自己の介護福祉、介護福祉士養成教育に対する考えを深化させる。
介護教育方法	・専門職養成の特徴を理解し、介護福祉士養成カリキュラムに沿った教育ができる。 ・科目の特性を理解し、科目や学生の状況にあわせて授業展開ができる。
学生指導方法	学生を尊重し、学ぶ意欲や学生の成長を促す学生指導の基本を修得する。関係者と連携、協力しながら学生指導をする必要性を理解し、その方法を修得する。
介護総合演習及び 実習指導方法	介護福祉士養成教育における実習の意義及び実習指導に当たる教員・実習指導者の役割を理解し、効果的な実習指導方法を修得する。
介護過程の指導方法	介護過程が全ての学習における中核的科目であることを理解し、体系的に介護過程の授業展開ができる。介護過程を指導する上での授業上の工夫、多様な授業展開の方法を修得する。
コミュニケーション技術の 指導方法	学生が介護実践におけたコミュニケーション技術を学べるよう、介護教員として介護福祉士養成課程におけるコミュニケーションの目的を理解し、その授業の展開方法を修得する。
研究基礎と倫理	介護教員として求められる教員研究を理解し、自らの教育実践や介護福祉の発展（一般化・理論化・概念化）に寄与できる科学的根拠に基づいた、精度の高い研究をしていくための研究基礎力を習得する。

8. 履修認定について

基準告示に基づく「介護教員講習会修了証」の交付を受けるためには、**13科目300時間の受講が必須です**。ただし、次に該当する場合は、科目の履修認定（受講免除）を受けることができます。

※履修認定を受けようとするものは、申込時に履修認定証明書を提出してください。受講可の方には履修の可否を決定しその旨決定通知と共に郵送します。受講不可の方には書類を返却します。

対象者	免除の内容
大学、大学院若しくは短期大学等又は当該講習会以外の講習会において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると講習会を行う者が認める科目を修めた者	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者（介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。）	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者	講習会の課程の全部の履修を免除

9. 受講決定及び受講料納入方法（※よくお読み下さい）

1) 受講決定について

①大阪介護福祉士会会員であり、且つ本会主催研修や活動などに積極的に参加している方を優先に受講決定します。

②受講決定者には受講決定通知書と必要書類等を送ります。受講不可の者にはその旨連絡します。

2) 受講料の納入方法について

①受講料の納入方法は、受講決定通知書に記載しています。受講決定通知をよくお読みいただき、支払期日までにお支払ください。

なお、お支払いが確認できない場合、受講日当日でも受講をお断りする場合がありますので、くれぐれもお気を付けください。

② 振込み手数料等は受講生各自の負担となります。

3) 受講の申込・未受講科目の振替受講の方法（要確認）

受講の申込は通年可能です。受講をキャンセルされる場合は、原則として、本会に対して電子メールにてキャンセルする旨を必ずご通知ください。キャンセル通知を確認後、本会より電子メールにて

確認の連絡をします。一度お支払いいただいた受講料は、いかなる理由であっても返金致しません。
あらかじめご了承ください。

ただし、該当科目の受講前のキャンセルに限り、当該年度を含め３年間のうちの介護教員講習会の受講料に振替が可能です。翌年度以降に同科目を受講される際には事務局にご相談ください。

問合せ・申込先

公益社団法人 大阪介護福祉士会 事務局

〒542-0012

大阪府大阪市中央区谷町七丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内

TEL：06-6766-3633 FAX：06-6766-3632

Eメール：info@kaigo-osaka.jp

倫理綱領

1995年11月17日宣言 前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

（利用者本位、自立支援）

1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

（専門的サービスの提供）

2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについて、常に専門職としての責任を負います。

（プライバシーの保護）

3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

（総合的サービスの提供と積極的な連携、協力）

4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

（利用者ニーズの役割）

5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

（地域福祉の推進）

6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

（後継者の育成）

7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。